

名護市セミセルフレジ導入業務仕様書

本仕様書は、名護市セミセルフレジ導入業務に関して必要な事項を定めるものである。

1 事業概要

- (1) POSレジ端末、キャッシュレス決済端末及びこれらに付属する機器等の賃貸借
- (2) 上記機器等の設置及び設定等
- (3) 機器等の保守対応
- (4) 導入支援（職員に対する研修等）
- (5) 指定納付受託業務

2 納入期限、契約期間等

- (1) 機器等納入期限
契約締結日から令和6年11月30日まで
- (2) 賃貸借期間
令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60か月）
- (3) 指定納付受託業務の契約期間
令和6年12月1日から令和11年11月30日まで（60か月）

3 賃貸借契約に含める費用

賃貸借に係る機器等の調達、設置及び設定、保守対応及び導入支援に係る費用とする。
※本仕様書中「7 指定納付受託業務」に係る業務は、別途契約を締結するため、賃貸借契約に係る費用に含めない。

4 調達機器等の設置場所及び数量

- (1) 設置場所 名護市港一丁目1番1号 名護市役所内 市民課窓口
- (2) 数量 POSレジ端末2式、キャッシュレス決済端末2式
※設置場所の提案に当たっては、添付した写真を参考にする。

5 調達機器等

調達機器等に係る要件は次のとおりとする。

- (1) POSレジ端末
 - ア キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応可能であること。
 - イ 対面式のセミセルフレジ（合計金額を算出するまでの入力を職員が行い、確定した合計金額を来庁者自身が自動釣銭機で支払うことができるものをいう。）の運用ができること。また、来庁者及び職員の双方にとって操作性が良いこと。
 - ウ キャッシュレス決済端末と一体、又は連動可能であること。
 - エ 決済誤り等が発生した場合に取消し処理が容易に行えること。
 - オ 1営業日内のレジ締め回数に制限がないこと。

- カ 狭隘なスペースに設置するため、可能な限り省スペース化されたものであること。
- キ 来庁者側と職員側にタッチパネル対応のディスプレイを備えること。来庁者側ディスプレイに支払額、投入金額、釣銭が表示されること。ただし、決済端末一体型（アプリ型）にあっては、その限りではない。
- ク 職員側ディスプレイに取り扱う証明書等のメニューが表記されること。また、取り扱う証明書等のメニューの追加・変更が容易にできること。
- ケ バーコードの読込機能があること。読込機能を内蔵していない場合は、連動する機器（バーコードリーダー）を準備すること。
- コ 通信障害、システム障害等によるオフライン時においてもレジ処理が可能なこと。この場合の会計データはレジ端末内に一時保管し、障害復旧後サーバにデータ送信が行えること。
- サ 窓口で取り扱う証明書等の種類及び金額をPOS設置拠点単位ごとに70件以上登録可能で、証明書等の追加・変更の設定が容易にできること。なお、システムに証明書等の種類、手数料の額、その他必要な事項を登録して納品すること。登録に当たっては、本市と調整の上で行うこと。
- シ POSレジ設置拠点の単位ごとに収納年月日、証明書等の種類別、決済種別の金額及び件数等の集計が可能で、集計時期の設定が自由かつ容易であり、集計データはCSV形式で容易に外部出力できること。なお、データは5年以上保管が可能であることとし、クラウド（日本国内のデータセンターに限る。）によるデータ蓄積機能を備えていること。
- ス レシートの発行が可能であること。発行機能を内蔵していない場合は、連動する機器（レシートプリンタ）を準備すること。なお、次に掲げる要件を満たすこと。
- ㊦ 現金、キャッシュレス決済にかかわらず、レシートの発行が可能であること。
 - ㊧ レシートには、品名（証明書等の種類）、発行日時、金額、通し番号、キャッシュレス決済の利用明細、その他任意の文字の印字が可能であること。
 - ㊨ レシートの記載事項について、変更があった場合はこれを容易に行えること。
 - ㊩ サーマル印字方式であって、プリンタ用紙の交換補充等が簡便であること。
 - ㊪ オートカット機能を有すること。
 - ㊫ 指定する枚数を印刷することができること。
- セ 現金収納に必要なPOSレジ端末と一体又は連動する機器（自動釣銭機）を備えること。なお、次に掲げる要件を満たすこと。
- ㊦ 紙幣4種類（一万円、五千円、二千元、千円）と硬貨6種類（500円、100円、50円、10円、5円、1円）を仕分けて収納できること。
 - ㊧ 令和6年7月からの新紙幣及びそれ以前の旧紙幣に対応していること。また、貨幣については、新旧の500円硬貨に対応していること。
 - ㊨ 外貨や偽造通貨等を入金時に排除できる機能を有すること。
 - ㊩ POSレジ端末と連動して、入金情報（支払額、投入金額、釣銭）を来庁者側のディスプレイに表示させること。
 - ㊪ POSレジ端末と連動して機内の現金残高を自動集計し、ディスプレイ表示、レシート印刷の両方により確認できること。

- ㊦ 職員が指示する額の出金ができ、その出金データ（日時及び金額）を管理することができること。また、金種ごとに任意に設定した金額を機内に残したまま残金を出金できること。
 - ㊧ 会計時にPOSレジ端末と連動して自動でドロアが開く機能を有すること。
 - ㊨ 施錠できること。
 - ㊩ 外形寸法が、W500mm×D670mm以下であること。
 - ソ 窓口で入金した情報の集計は、簡単な操作でいつでも確認できる仕組みを提案すること。なお、集計に当たっては、時期を自由に設定（日計、月計、その他）することができることとし、これらの情報は、レシートに印字できること。
 - タ 搭載するOSは最新のものであること。
 - チ インボイス制度に対応すること。
 - ツ 上記以外に業務改善に繋がるような独自機能があれば提案すること。
- (2) キャッシュレス決済端末
- ア クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済に対応できること。
 - イ POSレジ端末と一体、又は連動可能であること。機能としてPOSレジ端末とキャッシュレス決済端末での金額の二度打ちが不要なこと。
 - ウ 各種決済手段を読み込む機能を有していること。読み込み機能を内蔵していない場合は、連動する読み込み機器を準備すること。
 - エ クレジット情報非保持型の機種であること。
 - オ 提示されたクレジットカードの信用照会について、即時与信が可能であること、また、カード決済承認番号が即時取得可能であること。
 - カ 必要に応じて認証情報やカード番号等決済に関連する通信は暗号化する等、相応な情報セキュリティ技術を有していること。
 - キ 決済誤り等発生時に返金に係る取消処理等が容易に行えること。
 - ク クレジットカード等の支払い方法は、一括払いのみ可能とすること。
 - ケ 上記以外に業務改善に繋がるような独自機能があれば提案すること。

6 キャッシュレス決済の種類

キャッシュレス決済はクレジットカードや電子マネー、コード決済等幅広く対応できること。なお、次に掲げる決済手段は必須とし、その他の決済手段は提案によるものとする。

- (1) クレジットカード VISA、Master Card、JCB
- (2) 電子マネー R Edy、WAON、nanaco
- (3) コード決済 paypay、R pay、au pay、d払い

7 指定納付受託業務

- (1) 指定納付受託業務の対象となる収入

導入窓口における令和4年度手数料歳入額は次のとおり。

戸籍住民基本台帳手数料	20,651,200円
税証明等手数料	7,256,900円

合計	27,908,100円
----	-------------

(2) 指定納付受託業務の種類

キャッシュレス決済事業者が地方自治法231条の2の3第1項の規定による本市の指定納付受託者となること。なお、納付方法は納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(3) 指定納付受託業務の方法

ア 決済種別、ブランド毎の決済手数料率、決済手数料以外に発生する費用を提案すること。

イ キャッシュレス決済の立替金については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに本市が指定する口座に納付するものとする。なお、詳細な振込回数、振込日等については協議の上で決定するものとし、月毎の回数や時期について、対応可能なスケジュールを提案すること。

ウ 納付する際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

エ 決済手数料の額は、キャッシュレス決済した収納金の額に契約で定める手数料率を乗じた金額とすること。

オ 決済手数料等については明細を添えて別途請求書により本市に請求することが望ましい。

カ 立替金、手数料ともに、金額に1円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てるものとする。

キ キャッシュレス決済の不正利用に対し、十分な防止対策及び補償制度を有すること。

ク 立替金は、納入義務者が選択するキャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず納付すること。

ケ 利用件数及び利用金額等の入金明細について、詳細が分かりやすく明記されていること。

コ 取扱い実績データや入金明細はExcelまたはCSVファイル等でダウンロードが可能であること。なお、ダウンロード可能な取扱い実績や入金明細のデータの更新頻度や内容等についても提案すること。

(4) キャッシュレス決済事業者の共同提案について

POSレジ端末等設置事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、共同で企画提案を行うこととする。

(5) その他

決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については、都度提案すること。

8 導入支援

(1) 研修

ア 機器等の操作研修については、実機を用いて実施すること。

イ 実施スケジュールについて、本市の指定する期間（1日～2日間を想定）で行うこと。

ウ 実施方法については、受託者と協議の上、決定すること。

(2) マニュアル

- ア POSレジ端末及びキャッシュレス決済端末の操作マニュアル、加えて障害発生時の対応マニュアル等を納品すること。
- イ マニュアルを更新したときは、その都度最新のものを提供すること。
- ウ 記載内容、媒体及び納品方法については、本市と調整の上、決定すること。

9 保守対応

- (1) ヘルプデスクによる問い合わせ対応など、障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。
- (2) 障害対応について直ちに行える体制を整備し、開庁時（休日及び時間外開庁含む）の障害発生時は、窓口業務への影響を最小限に抑えるため、当日現地への駆け付け対応が可能であること。
- (3) 機器等の復旧に時間がかかる場合は、代替機を追加費用が発生することなく直ちに用意すること。
- (4) POSシステムに係るバグ修正やバージョンアップ等は、無償で対応すること。
- (5) POSレジ運用に必要な消耗品（ロール紙等）については、初回動作分は無償で提供することとし、2回目以降は本市の負担とする。ただし、ほかに提案がある場合は、この限りではない。

10 納入・設置

- (1) 納入する機器は、全て新品かつ同一の機種であること。
- (2) 設置箇所を事前に調査し、納入する機器等一式の寸法等をふまえ、設置場所の実情に応じた方法で設置すること。納入・設置に当たっては、事前に本市と調整の上、行うこと。
- (3) 納入・設置作業中に庁舎内の備品等を破損した場合は、受託者の責任において、現状の復旧させること。また、養生を十分に行い、既存施設を損なうことのないようにすること。
- (4) 設置機器の転倒・転落防止措置、盗難防止措置が十分に図られること。
- (5) キャッシュレス決済が可能であることの掲出物（ロゴマーク等）を納品すること。
- (6) 本市が用意する通信回線を使用し、各端末に接続すること。
- (7) 設置に当たり、コンセントの新設やLANケーブル等が必要な場合は設置費用に含めること。なお、(10)設置箇所参考（フロア写真）において、カウンター上までのコンセント、HUBは名護市側で準備するものとする。
- (8) 納入・設置時に生じた梱包材、端材等は、受注者の責任において処分すること。
- (9) 納入・設置作業は、土曜日、日曜日の閉庁日または業務終了後に行うこと。
- (10) 設置箇所参考（フロア写真）
※次ページ写真参照



11 守秘義務の遵守

- (1) 本業務中に知り得た情報に関して守秘義務を課すこととする。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報の個人情報について、契約期間はもとより契約終了後であっても保管、管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 本市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、または第三者に提供してはならない。

12 その他

- (1) 受注者（この項においては、指定納付受託業務の受託者も含む。）は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守すること。
- (2) 導入時の各種設定内容、設置については、本市と調整の上、実施すること。
- (3) 受注者は予期せぬ事態が生じたときは、速やかに本市に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に本市にとって有益な提

案がある場合は、積極的に提案すること。

- (5) 受注者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務の一部について事前に書面で申請し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (6) 前号により再委託した場合、これを受託した者の行為について、受注者が全ての責任を負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受託者で協議の上、決定する。